

韓国：特許法改正について

韓国特許庁は、特許法を改正することを決定しました。本改正は、２００９年７月１日より施行されます。主な内容は以下のとおりです。

- （１）最後の拒絶理由通知後の補正要件が緩和されます。本法律の施行後に行う補正については、外的付加、すなわち、明細書に記載されている事項であって、いずれの請求項にも記載されていなかった事項を請求項に追加する補正が可能になります。本規定は、２００９年７月１日以降に行う補正であれば、出願日に関係なく適用されます。
- （２）前置審査制度が廃止され、再審査請求制度が導入されます。本法律の施行後は、明細書等の補正を行うと同時に再審査を請求すると、拒絶査定不服審判を請求しなくても、審査官による再審査を受けることができるようになります。尚、再審査後、再拒絶された場合は、拒絶査定不服審判を請求することができます。本規定は、２００９年７月１日以降に出願される出願に適用されます。
- （３）分割出願を行える時期が増えます。上記（２）の再審査請求の後、審査官によって再拒絶がなされた場合、該再拒絶後にも分割出願を行うことが可能になります。本規定は、２００９年７月１日以降に出願される出願について分割出願を行う場合に適用されます。
- （４）明細書の微細な瑕疵は審査官が職権で補正できるようになります。本規定は、２００９年７月１日以降に特許が付与される件であれば、出願日に関係なく適用されます。

詳細は、韓国特許庁ウェブサイト <http://www.kipo.go.kr/kpo/eng/> をご参照ください。

以 上